

○ 被扶養者の認定基準

（昭和41年4月1日制定）

改正	昭和42年	3月7日	昭和43年	2月23日
	昭和44年	2月20日	昭和45年	2月20日
	昭和46年	2月25日	昭和47年	2月23日
	昭和48年	7月5日	昭和49年	6月11日
	昭和56年	7月15日	昭和58年	3月25日
	昭和58年	7月20日	昭和59年	7月10日
	昭和61年	7月23日	昭和62年	7月6日
	平成元年	7月11日	平成4年	3月6日
	平成4年	7月6日	平成5年	7月6日
	平成28年	11月8日	令和4年	2月18日
	令和5年	2月24日		

（目的）

**第1条** この基準は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）第2条第1項第2号の規定に基づき、佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う被扶養者の認定に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** 用語の意義を次のとおり定める。

- (1) 「重度障害者」とは、病気又は負傷のため就労能力が恒久的に喪失した者をいう。また、これに準ずる者とは、長期療養者（医学的に1年以上にわたり療養を必要とし就労能力を失っている者）及び病弱者（常時医療を必要としないが、定期又は周期的に医師の指示により療養に専念しているもので1年以上にわたる者）をいう。
- (2) 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にしかつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

（平28.11.8・一部改正）

- (3) 「主たる扶養者」とは、その収入の多少によるものでなく、社会通念上優先して扶養義務を有すると認められる者をいう。
- (4) 「所得年額」とは、次に掲げる所得、給与及び給付の合計年額をいう。

イ 勤労所得

ロ 資産所得

ハ 事業所得 ただし、事業所得において、所得税法上はその者の所得ではないが、その者が当該事業に従事するものであるときは、当該事業所得は、従事する者の所得とする。

ニ 恩給又は扶助料若しくはこれに準ずる給付金

ホ 共済組合及び健康保険から1年以上にわたって支給を受ける傷病手当金及びこれに相当する給付金

ヘ 雇用保険法に基づく失業給付及びこれに相当する給付金若しくは手当金

ト その他組合において、前各号に準ずる所得と認定した収入

（昭56.7.15・昭58.3.25・平28.11.8・一部改正）

（被扶養者）

**第3条** 組合は、次の各号に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものを被扶養者とする。

- (1) 次に掲げる血族のもので他に生計の途がなく、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」とい

う。）第 11 条の規定に相当する給与条例の扶養親族とされているもの

イ 組合員の配偶者及び届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「内縁関係にある配偶者」という。）

ロ 子及び孫

ハ 父母及び祖父母

ニ 弟妹

ホ 重度障害者及びこれに準ずる者

（平 28. 11. 8・一部改正）

(2) 兄姉

（平 28. 11. 8・追加）

(3) 組合員と同一世帯に属する 3 親等内の親族で、前 2 号に掲げる以外の者

（平 28. 11. 8・旧第 2 号繰下・一部改正）

(4) 組合員と同一世帯に属するもので、組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後における父母及び子

（平 28. 11. 8・旧第 3 号繰下）

(5) 前 4 号に掲げるものは、組合員の配偶者及び内縁関係にある配偶者並びに重度障害者及びこれに準ずる者を除き、すべて 18 歳未満又は 60 歳以上の者に限る。

（昭 58. 3. 25・平 28. 11. 8・一部改正、平 28. 11. 8・旧第 4 号繰下）

2 前項第 1 号から第 4 号までに掲げるもので 18 歳以上又は 60 歳未満の者であっても、次の各号の一に該当する場合は被扶養者とする。

（平 28. 11. 8・一部改正）

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学生（同法第 53 条、第 54 条及び第 86 条に規定する定時制の課程の学生、通信制の課程の学生、夜間において授業を受けている学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）

（平 28. 11. 8・全部改正）

(2) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 34 号に規定する扶養親族とされている者

（昭 46. 2. 25・昭 58. 3. 25・一部改正、平 28. 11. 8・第 3 号削除）

**第 4 条** 前条の規定にかかわらず次の各号の一に該当する者は、これを被扶養者としな

(1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者及びこれらの被扶養者

（平 28. 11. 8・一部改正）

(2) その者について当該組合員以外の者が給与法第 11 条の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(3) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、その組合員が主たる扶養者でない者

(4) 年額 130 万円以上の所得がある者（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は 60 歳以上の者である場合にあつては、年額 180 万円以上の所得がある者）

（昭 42. 3. 7・昭 43. 2. 23・昭 44. 2. 20・昭 45. 2. 20・昭 46. 2. 25・昭 48. 7. 5・昭 49. 6. 1・昭 56. 7. 15・昭 58. 3. 25・昭 58. 7. 20・昭 59. 7. 10・昭 61. 7. 23・昭 62. 7. 6・平元. 7. 2・平 4. 3. 6・平 4. 7. 6・平 5. 7. 6・平 28. 11. 8・令 5. 2. 24・一部改正）

(5) 前号の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況により算定する。従って、過去において前号に掲げる額以上の所得があつた場合においても、現在所得がないときは、これに該当し

ない。

（昭56. 7.15・追加，昭58. 7.20・昭59. 7.10・昭61. 7.23・昭62. 7.6・平元. 7.11・平4. 3.6・平4. 7.6・平5. 7.6・令5.2.24・一部改正）

- (6) その他組合が主として組合員の収入により生計を維持していないと判断した者  
（平28.11.8・追加）

（被扶養者の申告等）

**第5条** 次の各号に該当する場合には、被扶養者申告書により、所属所長を経て申告しなければならない。

（平28.11.8・一部改正）

- (1) 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合
  - (2) 新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合
  - (3) 被扶養者がその要件を欠くに至った場合
- 2 被扶養者申告書の各記載欄は空白のままとせず、特に、要件を備え又は欠くに至った理由及び年月日について詳細に記入するものとする。  
（平28.11.8・一部改正）
- 3 被扶養者申告書には、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。ただし、必要がある場合には、住民票謄本にかわる改正原戸籍謄本の提出を求めることができる。

添付書類 区分	住民票謄本	住民票抄本	扶養 申 立 書	所得証明書	在学証明書	医 師 の 診 断 書
配偶者 （内縁関係を含む）		○	○	○		
18歳未満の子		○	○			
18歳未満の弟妹・孫	○		○			
60歳以上の 父母・祖父母	○		○	○		
18歳以上の学生	○		○	○	○	
重度障害者	○		○	○		○
その他3親等内の親族 及び内縁関係にある 配偶者の父母又は子	○		○	○		

（備考）

- 1 住民票謄本及び住民票抄本は、認定を受けようとする者と、組合員との続柄並びにその他関係人等が明確にわかるもの
- 2 内縁関係にある配偶者の場合は、事実を証明する市町村長の証明書及び住民票謄本
- 3 扶養事実申立書は、他に扶養する者がなく、組合員がその者を扶養しなければならない事情を明らかにした所属所長の証明書
- 4 医師の診断書は、就労不能の事情を証明したもの又は身体障害者手帳を交付されている者については、その写
- 5 所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養控除を受けるべき扶養親族とされている者については、その年における給与所得者の扶養控除等（異動）申告書写に所属所長（給与事務担当者の確認ある）の奥書証明を受けたもの
- 6 その他組合が必要と認めた書類

（昭46. 2.25・昭58. 3.25・一部改正，平28.11.8・全部改正，令4.2.18・一部改正）

（被扶養者認定の効力等）

**第6条** 認定の効力は、組合員の資格を取得した日又は被扶養者としての要件を備えるに至った日から発生する。ただし、組合員の資格取得の日又は被扶養者の要件を備えるに至った日から30日以内に被扶養者申告書の提出がなされないときは、組合で受理した日から発生する。

2 被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日をもって消滅する。

（その他）

**第7条** 所得税法第2条第1項第34号に規定する扶養控除を受けるべき扶養親族とされている者については、毎年1月31日までに、その年における給与所得者の扶養控除等（異動）申告書写に所属所長（給与事務担当者の確認ある）の奥書証明を受けたものを提出しなければならない。

（昭46. 2. 25・一部改正）

**附 則**

この認定基準は、昭和41年6月24日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和42年3月7日抄）

この認定基準は、昭和42年3月7日から施行し、昭和41年12月21日から適用する。

**附 則**（昭和43年2月23日抄）

この認定基準は、昭和43年2月23日から施行し、昭和42年12月22日から適用する。

**附 則**（昭和44年2月20日抄）

この認定基準は、昭和44年2月20日から施行し、昭和43年12月21日から適用する。

**附 則**（昭和45年2月20日抄）

この認定基準は、昭和45年2月20日から施行し、昭和44年12月2日から適用する。

**附 則**（昭和46年2月25日抄）

この認定基準は、昭和46年2月25日から施行し、昭和45年12月17日から適用する。

**附 則**（昭和47年2月23日抄）

この認定基準は、昭和47年2月23日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和48年7月5日抄）

この認定基準は、昭和48年7月5日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和49年6月11日抄）

この認定基準の改正は、昭和49年6月11日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和56年7月15日抄）

この認定基準の改正は、昭和56年7月15日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和58年3月25日抄）

この認定基準は、昭和58年3月25日から施行し、昭和57年10月1日から適用する。

**附 則**（昭和58年7月20日抄）

この認定基準は、昭和58年7月20日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和59年7月10日抄）

この認定基準は、昭和59年7月10日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和61年7月23日抄）

この認定基準は、昭和61年7月23日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和62年7月6日抄）

この認定基準は、昭和62年7月6日から施行し、昭和62年5月1日から適用する。

**附 則**（平成元年7月11日抄）

この認定基準は、平成元年7月11日から施行し、平成元年5月1日から適用する。

**附 則**（平成4年3月6日抄）

この認定基準は、平成4年3月6日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

**附 則**（平成4年7月6日抄）

この認定基準は、平成4年7月6日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

**附 則**（平成5年7月6日抄）

この認定基準は、平成5年7月6日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附 則**（平成28年11月8日抄）

この認定基準は、平成28年11月8日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

**附 則**（令和4年2月18日抄）

この認定基準は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年2月24日抄）

この認定基準は、令和5年4月1日から施行する。